

令和8年10月30日

福井県「核燃料税」の新設（更新）

福井県から協議のあった法定外普通税の新設（更新）について、本日付けで同意することとしましたのでお知らせします。

新設（更新）される福井県核燃料税の概要は以下のとおりです。

課税団体	福井県
税目名	核燃料税（法定外普通税）
課税客体	①価額割：発電用原子炉への核燃料の挿入 ②出力割：発電用原子炉を設置して行う運転および廃止に係る事業 ③搬出促進割：発電用原子炉施設における使用済燃料の貯蔵
課税標準	①価額割：発電用原子炉に挿入された核燃料の価額 ②出力割：発電用原子炉の熱出力 ③搬出促進割：発電用原子炉施設に5年を超えて貯蔵されている使用済燃料に係る原子核分裂をさせる前の核燃料物質の重量
納税義務者	発電用原子炉の設置者
税率	①価額割：100分の9.0 ②出力割：65,000円／千kW／1課税期間（3か月） （ただし、廃止措置中は2分の1） ③搬出促進割：500円／kg／1課税期間（3か月）
徴収方法	申告納付
収入見込額	（平年度）約192億円
課税免除等	—
徴税費用見込額	—
課税を行う期間	5年間（令和8年11月10日～令和13年11月9日）

- ・ 令和8年 7月21日 福井県議会にて条例案可決
- ・ 令和8年 7月21日 総務大臣協議
- ・ 令和8年10月30日 総務大臣同意
- ・ 令和8年11月10日 条例施行（予定）

連絡先

自治税務局企画課

担当：上田税務企画官、畠山係長、大原

電話：03-5253-5658

Eメール：zei.kikaku_atmark_soumu.go.jp

※スパムメール対策のため、「@」を「_atmark_」と表示
しております。送信の際には「@」に変更してください。